

刑事系 第 1 問

【出題意図】

最高裁平成 21 年 6 月 30 日決定を素材に、共同正犯関係からの離脱について、十分な理解ができているかを問うものである。

【採点講評】

本問は、最高裁平成 21 年 6 月 30 日決定を素材に、共同正犯関係からの離脱について、十分な理解ができているかを問うものである。したがって、評価にあたってはまず、共同正犯関係からの離脱の問題であることを的確に把握していることが重要になる。この点、中止犯の問題として論じるものもあったが、現在は因果的共犯論の立場からこの問題を理解する見解が支配的であり、その立場によれば、共同正犯関係からの離脱の問題は中止犯の議論とは切り離して捉えられる。

以上をふまえた上で、共同正犯関係からの離脱に関する従来 of 基準を提示しているか、最高裁平成 21 年 6 月 30 日決定の判断につき説明しているか、本件においてはどのような判断がなされるか等を検討すべきであるが、最高裁決定に言及するものは少なかった。

刑事系 第 2 問

【出題意図】

名義人の承諾がある場合において、私文書偽造罪が成立するかにつき、交通事件原票の供述書を素材として、論じさせる設問である。私文書偽造罪についての基本的な論点について理解がなされているかを問うものである。

【採点講評】

名義人の承諾がある場合において、私文書偽造罪が成立するかにつき、交通事件原票の供述書を素材として、論じさせる設問である。類似の問題は、私立大学入試における入試答案の作成などにおいても生じうる。

したがって、まず私文書偽造罪における名義人の承諾の問題であることを的確に把握しているかが重要になる。この点、交通事件原票の供述書を公文書とするのがみられたが、私文書である。以上をふまえた上で、私文書偽造罪の基本的構造、文書の名義人、作成人が誰であるか、同意がある場合でも、文書の性質により、偽造罪が成立する可能性があることを指摘しているか等について記述すべきであるが、記述の内容につき、どこに重点を置くかについては解答者により差がみられた。

刑事系 第 3 問

【出題意図】

捜査に関する基本的な知識を問うことにより、既修入学者に相応しいかを判断しようと

するものである。

**【採点講評】**

どの教科書においても触れられている基本的な事柄を問うたものである。全般的に、よく書けており、答案の出来は良かったように思われる。今後も、受験生の皆さんには、学部段階で獲得した知識を、余すところなく、答案において披瀝していただきたい。